

兵庫県基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和7年4月1日現在における兵庫県全域の行政区域とし、概ねの面積は840,094haである。

<参考>兵庫県を構成する41市町

（神戸地域）神戸市

（阪神南地域）尼崎市、西宮市、芦屋市

（阪神北地域）伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

（東播磨地域）明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

（北播磨地域）西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

（中播磨地域）姫路市、市川町、福崎町、神河町

（西播磨地域）相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町

（但馬地域）豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

（丹波地域）丹波篠山市、丹波市

（淡路地域）洲本市、南あわじ市、淡路市

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区（大岡アベサンショウウオ生息地保護区）は促進区域から除外する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃 自然環境保全地域	—
〃 都道府県自然環境保全地域	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	○
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	○
〃 国定公園区域	○
〃 都道府県立自然公園	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	○
シギ・チドリ類渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

【地理的条件】

【インフラの整備状況】

①道路

道路は県民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っており、中でも東西四軸（日本海沿岸軸、中国内陸軸、山陽内陸軸、阪神播磨臨海軸）と南北四軸（播磨因幡軸、播磨但馬軸、播磨丹波但馬軸、日本海太平洋軸）で構成される「基幹道路八連携軸」をはじめとする高規格道路は、物流の効率化や産業立地の促進などによる「地域産業の活性化」、地域間の連携強化や観光拠点の周遊性強化等による広域的な「交流の拡大」、「緊急輸送機能の確保」、「交通安全の向上」など様々な役割を担い、雇用創出や教育、医療などの面でも県民の生活を幅広く守り支える基礎的な社会基盤として、兵庫県発展に大きく貢献してきた。

令和3年3月現在、県内で営業する鉄道は965.7kmにおよび、山陽新幹線をはじめ、

東海道本線、山陽本線、山陰本線などの幹線に加え、第三セクターが運営する北条鉄道、京都丹後鉄道などが存在している。また、阪急電鉄や阪神電気鉄道などの民鉄も運行されており、充実した公共交通網が整備されている（出典：「ひょうご公共交通 10 カ年計画」）。

また、山陽電気鉄道－阪神電気鉄道－近畿日本鉄道で相互直通運行がなされるなど、利便性の向上が図られている。鉄道の結節点は各地域における交通・物流の要所になっており、人や物の流れにおいて地域経済の中心的な位置を占めることが多い。兵庫県は面積が広く地勢が多様であるため、鉄道の結節点が複数存在している。特に、神戸市、姫路市、尼崎市など瀬戸内臨海部に多く所在するとともに、宝塚市、朝来市、上郡町など非臨海部においても鉄道の結節点が所在し、その周辺は古くから商業施設や住宅が集積している。

③港湾

兵庫県が港湾管理者である 28 港湾及び神戸港（神戸市管理）、古茂江港（洲本市管理）の計 30 港湾が所在している。兵庫県管理 28 港湾で年間約 13 万隻、神戸港で年間約 3 万隻の船舶が入港するなど膨大な貨物の海上輸送基盤が整備されている（出典：「令和 4 年兵庫県港湾統計年報」、「令和 5 年神戸市港湾局年報」）。

コンテナ取扱個数が東京港、横浜港に次いで全国 3 位の神戸港は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に定める国際戦略港湾であるとともに、大阪港と合わせて阪神港として「国際コンテナ戦略港湾」として選定され、国土交通省による「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」における議論を通じて国、港湾管理者、経済界、港湾事業者が一体となって「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱に係る取組を推進している（出典：国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」（R6.2.16 最終とりまとめ資料））。

国際拠点港湾である姫路港は、瀬戸内の東部、播磨灘のほぼ中央に位置し播磨工業地帯の中核港湾であり、播磨地域のみならず兵庫県の物流拠点として地域経済社会の発展に大きく貢献している。

④空港

大阪国際空港（伊丹空港）、神戸空港、コウノトリ但馬空港の 3 空港が兵庫県内に所在し、国際拠点空港である関西国際空港へのアクセスも容易である。

大阪国際空港（伊丹空港）、神戸空港、関西国際空港は、平成 30 年 4 月に一体運営が実現し、関西経済連合会や関西エアポート株式会社、地元自治体、大阪商工会議所、神戸商工会議所等で構成される関西 3 空港懇談会で各空港の最適運用を議論し利用拡大に取り組んでいる。

神戸空港は、インバウンド需要の取込みに向け、今後、国際化及び機能強化が予定される。また、コウノトリ但馬空港は、大阪国際空港（伊丹空港）との運航により、但馬地域における交流人口増大や地域活性化に大きな役割を果たしている。

【産業の構造】

令和 3 年度の県内総生産（名目）における製造業が占める業種別構成比は全国平均 20.9%に対し、本県は 27.4%と高水準にある（出典：内閣府「2022 年度国民経済計算（IV 主要系列表（3）経済活動別国内総生産）」、兵庫県統計課「令和 3 年度兵庫県民経済計算」）。

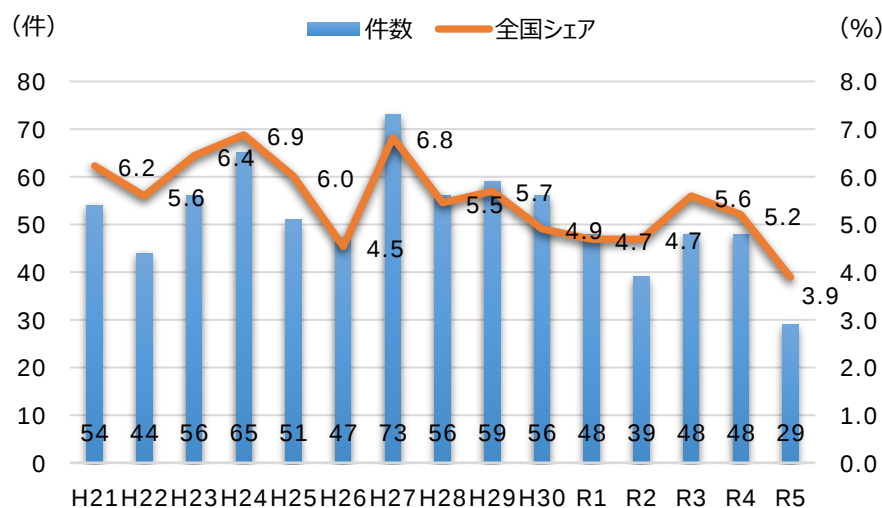
本県が有する高い工場の立地優位性を背景に、経済産業省が工場立地法（昭和 34 年

法律第 24 号) に基づき実施する工場立地動向調査において、20 年連続で西日本 1 位を維持しているほか、記録が残る昭和 49 年以来、継続して関西（近畿 2 府 4 県）1 位にある。

＜本県の工場の立地優位性＞

- ・東日本と西日本の結節点にあり、交通の要衝であることに加え、高速道路網が発達しているほか、港湾や空港などが集積しており、交通利便性が高い。
- ・工業高校や工業科を有する技術系高校が多数存在しており、製造業への就職意欲が高い卒業生が毎年多数輩出されるなど、労働力供給力が高い。
- ・古くから製造業で栄えてきた歴史的背景があり、既に多数の製造業が集積している。関連企業の近隣に事業所を構えることで取引の円滑化やイノベーションの創出が期待される。また、製造業は本県の基幹産業であることから、自治体も特に支援に注力しており、工業団地の造成や財政面での支援施策に係る取組が充実している。

年別工場立地件数（過去15年）



(出典) 工業立地動向調査

【人口分布の状況等】

令和 6 年 1 月時点の兵庫県推計人口は約 536 万で、神戸市と阪神地域（県内 41 市町のうち 9 市町（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）で全体の約 6 割を占めるなど、地域的な偏在が見られる（出典：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」(R6.3)）。

令和 5 年の人口は前年比 32,972 人 (0.61%) 減となっており、過去 10 年間の自然増減は減少が続き、令和 5 年の出生数は 33,291 人、死亡数は 67,155 人で、死亡数が出生数を上回り、その差の拡大が続いている。

また、「ひょうごビジョン 2050」によれば、兵庫県将来推計人口は 2040 年に 469 万人、2065 年には 349 万人にまで減少すると見込まれている。

年齢別に見ると、15 歳から 64 歳の生産年齢人口の減少が顕著であり、地域の活力低下が懸念される。

年齢	2015 年人口	2065 年人口	
			2015 年比
0 歳～14 歳	約 71 万人	約 34 万人	約 48%
15 歳～64 歳	約 332 万人	約 175 万人	約 53%
65 歳以上	約 150 万人	約 140 万人	約 93%
合 計	約 553 万人	約 349 万人	約 63%

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県が強みを有する製造業が地域経済を牽引し、県内総生産（名目）は約 22 兆 5,063 億円で全国 6 位、製造品出荷額は 16 兆 5,023 億円で全国 5 位を誇るなど、ものづくり県としての地位を確立している（出典：兵庫県統計課「令和 3 年度兵庫県民経済計算」、経済産業省・総務省「2022 経済構造実態調査（製造業事業所調査）」）。

一方、1995 年に世界一だった製造業における日本の労働生産性が 2020 年には 18 位に落ち込んでいるほか、2019 年時点の大企業の収益率（売上高経常利益率）は 1990 年からほぼ倍化しているのに対し、中規模企業は 1.4 倍、小規模企業は 1.2 倍に留まるなど、中小企業を中心に生産性の向上が課題と言える（出典：（公財）日本生産性本部「労働生産性の国際比較」、中小企業庁「中小企業白書」（2021））。

また、雇用人員の過不足を指数化した雇用人員判断 DI は 2021 年から悪化基調が続いており、製造業においても「従業員が不足している」と感じている県内企業が 4 割を超えるなど、人手不足が深刻化している（出典：日本銀行神戸支店「県内企業短期経済観測調査」、兵庫県地域経済課「県内雇用状況調査」（2021））。

本県では、県政推進の羅針盤として「ひょうごビジョン 2050」を定め、2050 年頃までに実現を目指す兵庫の姿を「誰もが希望を持って生きられる、一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」としている。

この実現に向けて、本県産業労働部では「ひょうご経済・雇用戦略」を策定し、「持続可能な地域経済の確立と雇用の創出・安定」を基本戦略に掲げ、兵庫を牽引する新たな産業の創出に取り組むこととしている。

上述のとおり課題を抱える中で、製造業を中心とした本県産業の競争力を高めていくためには、海外市場の活力を取り込み、本県の強みを生かしながら時代潮流を踏まえた新たな産業を育成していかなければならない。

これらを踏まえ、本県では①世界的な水素・蓄電池需要の高まりや、播磨臨海地域の水素基地立地の優位性、蓄電池生産拠点の集積、②航空産業におけるクラスターの形成や、ドローン・空飛ぶクルマの社会課題解決への活用可能性、③様々な場面で活用が進み市場の拡大が見込まれるロボット産業、④神戸医療産業都市における先端医療企業の集積、⑤デジタル化の進展に伴い市場の拡大が見込まれる半導体産業、といった観点から、成長産業を①水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境、②航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、③ロボット産業、④健康医療産業、⑤半導体産業と位置づけ、その育成に重点的に取り組んでいく。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり 5,284 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 66 件創出し、促進区域で 44 億 2,905 万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPI として地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 による付加価値創出額	10 億 7,371 万円	44 億 2,905 万円	+312.5%

(算出根拠)

・現状

ア) 地域経済牽引事業計画数

直近 5 年間 (R1～5 年度) の兵庫県基本計画に適合するとして承認 : 16 件

イ) 付加価値創出額

$5,284 \text{ 万円} \times 16 \text{ 件} \times 1.27 \text{ (波及効果係数)} \div 10 \text{ 億 } 7,371 \text{ 万円}$

・計画終了後

ア) 地域経済牽引事業計画数

地域の特性及びその活用戦略を拡充することを踏まえ、過年度のうち最も承認件数が多かった R3 年度実績 (6 件) を基準に設定 (10 件 $\times$ 5 年 = 50 件)

イ) 付加価値創出額

$5,284 \text{ 万円} \times (16 + 50) \text{ 件} \times 1.27 \text{ (波及効果係数)} \div 44 \text{ 億 } 2,905 \text{ 万円}$

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 の新規承認事業件数	16 件	66 件	+312.5%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ～ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が 5,284 万円 (兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (令和 3 年経済センサス活動調査)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

- ・促進区域内に所在する事業者の売上が開始年度比で 1 % 増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①兵庫県の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②兵庫県の都市近郊の立地を活用した農林水産分野
- ③兵庫県の IT 人材や科学技術基盤を活用したデジタル分野
- ④兵庫県の豊富な観光資源や県民生活に根付いたスポーツ習慣を活用した観光・スポーツ分野
- ⑤兵庫県のカーボンニュートラルや水素社会の実現に向けた取組を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥兵庫県の健康医療産業の集積等を活用したヘルスケア分野

(2) 選定の理由

①兵庫県の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

全国で約 361 兆 7,749 億円だった 2021 年の製造品出荷額等のうち約 16 兆 5,023 億円（全国第 5 位）を占める本県は製造業が盛んな地域であると言える（出典：経済産業省・総務省「2022 経済構造実態調査（製造業事業所調査）」）。

業種別では、化学工業、鉄鋼業、食料品製造業、電気機械器具製造業の順に多く、基礎素材型産業、加工組立型産業、生活関連型産業の 3 類型にわたり幅広い業種の事業所が立地し生産活動が行われている。

製造品出荷額等が多い業種には、本県の地域特性が色濃く反映されている。

まず、化学工業については細分類ベースで医薬品製剤製造業が約 6,459 億円で最も高く、これは神戸市ポートアイランドにある国内最大級バイオメディカルクラスター「神戸医療産業都市」に集積する医薬系企業群の存在が背景にある。同地にはスーパーコンピュータ「富岳」を設置する国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センターや大学、高度専門病院が立地しており、こうした強みを活かした神戸市の都市型産業団地の整備が進展してきた。

次に、鉄鋼業については製鋼・製鋼圧延業が約 6,049 億円と最も高い。本県には複数の鉄鋼メーカーや、100%輸入に頼る鉄鋼原料である石炭の輸入が盛んな神戸港が所在している。

また、食料品製造業についても大阪・京都・神戸といった大消費地に近接しているという地理的特性や農林水産業が盛んな本県の産業構造などを背景に主要な産業として発展してきた。

電気機械器具製造業については、内燃機関電装品製造業（約 6,324 億円）や医療用計測器製造業（約 4,967 億円）が高い割合を占めている。

本県で自動車や二輪車のエンジンを生産するメーカーや前述の「神戸医療産業都市」

に立地する企業がこれを牽引したものと言える。

以上のように、製造業が本県経済の中心であることを踏まえると、更なる製造業の伸長は地域経済活性化において極めて合理的であることから、地域の特性及びその活用戦略に選定する。

②兵庫県の都市近郊の立地を活用した農林水産分野

「日本の縮図」とも称される本県では、それぞれの地域の気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が営まれている。

生産量で全国順位の上位を占める農林水産物も多く、主なものとして、農産物では、山田錦（酒米）（全国シェア 56.9%で全国 1 位）、丹波黒（黒大豆）（同 38.4%で同 1 位）、いちじく（同 11.5%で同 4 位）、カーネーション（同 8.6%で同 4 位）、水産物では、シラス（同 29.4%で同 1 位）、イカナゴ（同 50.8%で同 1 位）、ホタルイカ（同 58.8%で同 1 位）等が挙げられる（いずれも兵庫県農林水産部調べ（R6.6 末時点））。さらに、全国的に有名なブランドとしては、神戸ビーフや明石鯛などがある。

本県では、令和 3 年 3 月に「ひょうご農林水産ビジョン 2030」を策定し、「御食国ひょうご令和の挑戦～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」を目指す姿に据え、3 つの基本方向のもと 13 の推進項目により県民の期待に応える農林水産業の振興を図ることとしている。

本県は、多彩な農林水産物を育む生産県でありながらも、県内・周辺府県に大消費地があり、流通・販売面で大きなアドバンテージを有している。さらに、食料品製造業については、製造品出荷額が約 1 兆 5,827 億円、事業所数は 345 箇所あり、共に全国 4 位の地位にある（出典：経済産業省・総務省「2022 経済構造実態調査（製造業事業所調査）」）。

農林水産業と食料品製造業等の食品関連産業の連携は、それぞれの生産物及び製品の高付加価値化につながり、生産者・事業者の所得向上や経営安定化に資することから、地域の特性及びその活用戦略に選定する。

③兵庫県の IT 人材や科学技術基盤を活用したデジタル分野

ワクチン予約や特別定額給付金等の経済支援がオンラインで効率的に行えないなど、国民生活や企業活動、公的分野などあらゆる分野でデジタル化が進んでいないことがコロナ禍で浮き彫りになった。人口偏在等地域課題への対応にあたっては、デジタルを最大限活用した県民の心豊かな暮らし（Well-Being）やサステイナブルな社会を構築する取組、情報セキュリティ対策の強化等が必要であることから、本県では、県全域でデジタル実装を加速化し、県民誰もがデジタルの恩恵を享受でき、自らのニーズに応じたサービスを選択できる「スマート兵庫」の実現を目指し、令和 4 年 10 月に「スマート兵庫戦略」を策定した。

「スマート兵庫戦略」では、行政のデジタル化、暮らしのデジタル化、デジタル社会を支える基盤の確立と共に戦略を構成する 4 つの柱の 1 つに産業のデジタル化を位置づけている。

具体的には、スーパーコンピュータ「富岳」や放射光関連の科学技術基盤である「Spring-8」、「SACLA」の立地メリットを発揮し、県内研究機関等における技術者の高度化を図り、先端技術人材の県内集積を促進するほか、幅広い分野で次代をリードする新たな知見やテクノロジーを創出することとしている。さらに、スマート化による農林水産業の効率化やカーボンニュートラルに向けたエネルギー利用の最適化などに取り

組むこととしている。

戦略策定と同時に設置した本県の全庁横断体制である「スマート兵庫戦略推進本部」主導のもと産業のデジタル化を力強く推進するため、地域の特性及びその活用戦略に選定する。

④兵庫県の豊富な観光資源や県民生活に根付いたスポーツ習慣を活用した観光・スポーツ分野

観光需要に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されウィズコロナ社会を迎える中、大阪・関西万博（2025 年）やワールドマスターズゲームズ関西（2027 年）の開催、神戸空港の国際定期便就航（2030 年前後）を見据え、観光産業の回復と持続可能な観光地域づくりを目指し、本県では令和 5 年 3 月に「ひょうご新観光戦略」を策定した。

本県は洗練された異国情緒あふれる街・神戸、世界遺産・姫路城のほかにも、全国最多 9 つの日本遺産や歴史的な街並み、美しい自然景観や農山漁村、温泉や美食、産業文化などの観光資源が凝縮している。

「ひょうご新観光戦略」では観光資源を生み出した地域に根付くルーツ（風土、気候、人々の生活）やストーリーに焦点を当てた旅（通称「兵庫テロワール旅」）を提案し、磨き上げることで良質な観光コンテンツを築くこととしている。

さらに、ユニバーサルツーリズムに係る全国初となる条例として「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例」（令和 5 年兵庫県条例第 18 号）を制定し、幅広く旅行者を受け入れる基盤整備に努めている。

また、兵庫県は野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ラグビーといったプロ・セミプロスポーツのチーム本拠地を擁するほか、全国高等学校野球選手権大会が開催される阪神甲子園球場や日本最古のコースと言われる神戸ゴルフクラブをはじめとしたゴルフ場といったスポーツ施設が豊富に所在しており、スポーツが県民にとって非常な身近な存在となっている。

スポーツには健康増進や観光誘客、国際交流、地域コミュニティの醸成といった多面的な価値に加えて、スポーツ産業（関連用品の製造やスポーツ施設の操業）が持つ雇用吸収力や経済効果のポテンシャルを地域の活性化に最大限活用する必要がある。

以上を踏まえ、観光やスポーツを活かした地域経済を牽引する事業の創出に取り組む必要があることから、地域の特性及びその活用戦略に選定する。

⑤兵庫県のカーボンニュートラルや水素社会の実現に向けた取組を活用した環境・エネルギー分野

温室効果ガスの排出を抑制することが世界共通の喫緊の課題となっており、安心して暮らせる持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、本県では長期的な将来像として「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の社会を目指すこととしている。

製造品出荷額が約 6.7 兆円にのぼる播磨臨海地域（神戸市西区、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市、太子町）には発電・鉄鋼・化学などエネルギー多消費型の産業が集積しているほか、姫路港臨海部の LNG 発電認可出力は約 443 万 kw と瀬戸内海の港湾で最も高い（出典：経済産業省「令和 3 年工業統計調査」、同省「令和 2 年電気事業便覧」）。

加えて、姫路港では全国の 10%にあたる 1,375 トンに及ぶ LNG を輸入しており、エネルギー供給拠点としてのポテンシャルが高い。

以上を踏まえ、本県では播磨臨海地域におけるカーボンニュートラルの実現とこれによる後背地の産業競争力強化に向けて、産学官で組織した「播磨臨海地域 CNP 推進協議会」において港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた検討を進めている。

また、平成 30 年に政府がとりまとめた「水素基本戦略」では、水素は化石燃料に代わるカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけられ、政府全体として水素社会の実現を目指すこととされた。

こうした動きに呼応する形で、本県では日本における水素社会の先導的な地域となることを目的として、産学官で組織する「ひょうご水素社会推進会議」、県内自治体で構成する「水素社会実装をめざす兵庫県自治体連絡協議会」、県庁各部署で構成する「ひょうご水素・脱炭素社会推進本部」を設置し、多層的に各種取組に努めている。

特に産業分野については、「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」（平成 14 年兵庫県条例第 20 号（以下、「産業立地条例」という。)) に基づく工場等に対する設備補助事業において、通常 3 % の補助率を水素関連の事業所に関しては 10 % に引き上げるなど、水素関連産業の発展に向け特に重点的な支援を実施している。

これらの取組を通じて事業者による GX を促進し、革新的な製品や技術の開発、並びに新事業展開を支援するため、地域の特性及びその活用戦略に選定する。

⑥兵庫県の健康医療産業の集積等を活用したヘルスケア分野

世界的な高齢化の進展や健康志向の高まりにより国内外におけるヘルスケア分野の市場規模拡大が見込まれる中、国内最大級のバイオメディカルクラスターである神戸医療産業都市を中心に本県に集積する健康医療関連産業は、地域経済牽引の担い手として重要な位置づけにある。

神戸医療産業都市は平成 10 年より神戸市の阪神・淡路大震災復興事業として始動し、市内の人工島であるポートアイランドに先端医療技術の研究開発拠点を整備し、医療関連産業の集積が進められてきた。現在は 360 社・団体が立地し、約 13,000 人の雇用が創出されている（神戸市調べ（R6.7 末時点））。

近年は、神戸市内のメーカーが開発した外科手術における身体への負担低減に寄与する手術用ロボットの利用領域が国承認のもと拡大しており、手術実績が着実に増加しつつあるほか、世界初の iPS 細胞移植手術や歯髄再生医療が実施されるなど、特徴的かつ革新的な取組が進展している。

今後は、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センターに直結する新たな医療機器開発拠点の開設が控えており、更なる産業集積が進み、スピード感のある医療機器開発及び実践的カリキュラムによる人材育成が期待される。

以上を踏まえ、健康寿命の延伸や難病の治療法確立といった社会的意義を達成しつつ地域経済の活性化を促進するため、地域の特性及びその活用戦略に選定する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

本県の特性を生かして地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者ニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。なお、事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

・産業立地条例

本県内で立地する事業者に対し、設備投資や雇用、賃料負担に対する各種補助や税軽減（法人事業税、不動産取得税）を実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

景気動向指数や県民経済計算、産業連関表などの統計情報を掲示した県 HP や、分譲可能な産業用地情報を取りまとめたガイドブックなどを通じて地域経済牽引事業者へ情報提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

兵庫県産業労働部において事業者から課題解決のための相談を受け付け、事業環境整備の提案を受けた場合は庁内関係部署や市町と協議のうえ対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

SDGs に係る理念の普及やグリーン化などの時代潮流の変化に対応しながら、本県の産業活性化と県民生活の豊かさの創出に向けて着実に進んでいくことを目的として令和 5 年 4 月に兵庫県が策定した「ひょうご経済・雇用戦略」において将来成長産業に位置づけた 5 分野の産業の競争力強化を図る。

工場や事務所の開設など本県への投資に対しては、産業立地条例に基づき支援しているところであるが、当該 5 分野については支援内容を強化するなどして本県への誘致を特に推進する。

②人材確保支援

生産年齢人口が減少する中、製造や観光の現場で人手不足が深刻化している状況を踏まえ、現場の課題に即した対策をとるために本県が設置した「人手不足問題対策会議（ひょうご経済・雇用戦略推進会議雇用分科会）」で施策提案に結びつく踏み込んだ議論を行う。

③産業用地確保支援

地域経済を牽引する事業者の誘致にあたっては、事業者のニーズに即した産業用地の確保が重要である。市町が産業団地を整備する際は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）ほか関係法令の迅速かつ円滑な運用に努めるほか、全庁横断的な体制により伴走支援に取り組む。

④DX 促進支援

令和 4 年 10 月に本県が策定した「スマート兵庫戦略」に基づく各種取組により世界最先端の科学技術基盤を活かした産業の集積をはじめ県全域でのデジタル実装を加速させる。

また、経営の効率化や労働生産性の改善に向け、特に DX 人材が不足している中小企業を中心にリスクリングを支援するほか IoT・AI・ロボット導入に関する相談体制を整備する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和7年度	令和8～10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
産業立地条例	運用	運用・定期見直しによる改正	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
情報発信	随時	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談対応	随時	随時	随時
【その他】			
①重要産業支援	随時	随時	随時
②人材確保支援	随時	随時	随時
③産業用地確保支援	随時	随時	随時
④DX 促進支援	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進にあたっては公設試験研究機関や産業支援機関などがそれぞれの能力を発揮して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①兵庫県立工業技術センター

兵庫県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援する。

②公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者が連携して取り組む研究開発、販路開拓等の事業支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、取引にかかる苦情・紛争の「下請かけこみ寺」相談等を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

③公益財団法人新産業創造研究機構

兵庫県の産業振興と活性化に向けて産学官の連携による新技術等の研究開発と産学の高度な技術の移転および中小企業、起業家等に対する研修、技術支援に関する事業に取り組む。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との対話のもとに、まちづくりを推進する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、国立公園等の環境保全上重要な地域における地域経済牽引事業計画の承認に際しては近畿地方環境事務所といった関係機関と調整を図るほか、整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

本県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例」(平成 18 年兵庫県条例第 3 号)を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や

電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害等の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺に関する防犯情報を広く県民に提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

特に、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

本県では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

・PDCA 体制の整備等

兵庫県で随時基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更など必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 総論
なし |
| (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
なし |
| (3) 市外化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
なし |

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11 年度末日までとする。

「兵庫県基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消について、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。